

中古移転の場合（中古住宅を購入したとき）

建築後使用されたことがある家屋について、住宅用家屋証明書を申請する場合の要件・必要書類は以下のとおりです。

<要件>

- ・申請者が居住のために使用すること
- ・取得後1年以内であること
- ・取得原因が売買または競売のものであること
- ・対象家屋の延床面積が50平方メートル以上のもの（付属で車庫・物置等がある場合はそれを含む）
- ・店舗等を含む併用住宅の場合は、居住部分が家屋全体の90%を超えること
- ・マンションの場合は、耐火又は準耐火構造であること

※なお、建築年に要件はありませんが、建築年が昭和56年12月31日以前の場合は、別途書類が必要です

<必要書類>

書類	備考
登記確認書類	対象家屋の登記情報を確認します。 下記の書類のうちいずれかを添付してください。 ・登記事項証明書 ・登記完了証（書面申請）＋表題登記申請書 ・登記完了証（電子申請）※1 ・インターネット登記情報※2 ※1：登記官印がない場合は「内容に相違ありません」の文言と登記申請人の氏名をご記入の上、押印をお願いします。 ※2：照会番号がない場合は「内容に相違ありません」の文言と申請者（代理人）の氏名をご記入の上、押印をお願いします。
住民票	個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。 入居予定の場合は入居申立書と別途必要書類を添付していただくか、入居見込み確認書を添付してください。
取得原因を明らかにする書類	取得日と取得原因が確認できる書類を添付してください。 ・売買契約書 ・代金納付期限通知書（競売落札者） ・売却決定通知書（公売落札者） ・登記原因証明情報
建築年が昭和56年12月31	下記のうちいずれか一点を添付してください。 ・新耐震基準適合証明書

日以前の場合	・住宅性能評価証明書 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 いずれの場合も対象家屋の取得日より遡って2年以内に調査が完了し、発行または評価されたものを添付してください。
--------	---